

令和3年度答申事項整理案

1 ペーパーレス会議システムの本格運用のあり方について

(1) 常任委員会における運用方法について

【会議の運営方法について】

- ① 常任委員会におけるペーパーレス運営については、令和3年度の全常任委員会での試行結果を踏まえ、令和4年度においても継続的に実施する。
- ② ①の実施に当たっては、ペーパーレス会議システムの通知機能などについて、運営方法を精査する。

【会議室の設備・環境について】

- ① 情報端末に係る電源・充電環境の改善や、理事者用のアカウントの確保など、会議の円滑な運営に当たって必要な対応を行う。
- ② 議員、理事者の資料の閲覧用として、試行的にモニターの設置を行う。

【紙資料の取扱について】

- ① 議員の紙資料の持込みについては、今後も自身が印刷したものの持込みは可とする運用とする。
- ② 傍聴者、記者への紙資料の配布は廃止し、両者についてもペーパーレス会議システムの閲覧によって対応する。なお、傍聴者の利便性確保のため委員会資料については議会HPにおいて公開する。
- ③ 予算・決算関係資料等、分量の多い資料を電子化した場合のメリット・デメリットについては、令和4年度に引き続き検証する。

(2) ペーパーレス会議システムを試行する会議の拡大について

- ① 先行議決・臨時会に係るものを含めた全ての常任委員会及び特別委員会（予算・決算特別委員会を含む。）については、ペーパーレス運営を基本として試行する。
- ② その他の会議については、各会議において会議の性質を勘案し、柔軟に判断する。
- ③ 本会議におけるペーパーレス会議システムの活用については、令和4年度に検討を行う。

(3) 議員サポート・セキュリティについて

- ① ICTセキュリティ研修については、毎年、社会状況や議員の希望等に応じた内容・方式で実施する。
- ② 必要に応じ、ペーパーレス会議システムの操作研修を実施する。
- ③ 情報端末の扱い等に係るコンプライアンスについてガイドラインを作成する。

2 情報端末機器の整備のあり方

- 府議会のICT化に関し、各議員が使用する情報端末機器については、各議員が保有するものとし、公費による調達を行わない。

3 調査情報の充実

- ① 審議の充実のための資料については、令和3年度の試行と同様にペーパーレス会議システムに格納する。また、ペーパーレス会議システムを試行する会議の拡大に応じて、審議の充実に資する資料の範囲を拡大することとなるが、従来、執行部がPDFデータを作成していない資料については、事務負担に配慮し十分に調整の上、格納を検討することとする。
- ② **【P】**「調査情報検索システム」のあり方

4 その他ICTツールの導入等

- ① 令和4年度に先進議会や専門業者等の調査も行った上で、具体的な検討を行う。
- ② 委員会等の開催通知については原則電子メールの送付で施行することとし、紙の配布は行わない。

5 留意事項

- 審議の充実に資するための会議資料のペーパーレス化に当たっては、執行部と調整を行うとともに、執行部職員の事務負担を増加させることのないよう留意すること。